

令和5年度 葛飾区行政評価委員会評価表

事業名	地域安全活動支援事業	担当部	地域振興部
		担当課	生活安全課

基本情報

政策番号	14	政策	防災・生活安全	施策番号	4	施策	地域安全
事業の目的	区民が安全で安心して暮らせるを地域社会づくりを推進するため、地域団体・事業者・関係機関・区の連携により様々な地域安全活動を実施する。						

実施内容	<p>①警察署・消防署などの関係機関、自治町会、防犯協会などの地域団体及び区役所関係各課が連携した取組を行うため、地域安全活動連絡会を定期的に開催</p> <p>②自治町会などの地域団体が行う地域安全活動や青色防犯パトロール活動等への助成</p> <p>③地域における防犯対策の更なる向上を目指すために防犯カメラの整備費用、電気料等を助成</p> <p>④区内事業者との安全・安心まちづくり協定の締結</p> <p>⑤各種広報やパネル展の実施などを通じた特殊詐欺被害や自転車盗難防止のための意識啓発</p> <p>⑥安全安心情報メールによる、犯罪・不審者情報等の配信</p> <p>⑦定期的に区内を巡回する区実施の青色防犯パトロール</p>
------	--

実績情報

成果指標								
目標・実績	指標	指標の根拠	単位	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	目標・実績	犯罪発生件数	監視庁統計資料	件	目標	4,037	2,575	2,511
				実績	2,708	2,302	2,316	
目標との乖離の考察	地域安全活動費助成団体数	申請団体の累計	団体	目標	233	238	241	244
				実績	235	235	240	
<p>犯罪発生件数については防犯カメラの設置数増など、積極的な治安対策により毎年見込みを下回る結果となっている。特に令和2年度については、新型コロナウイルス感染症による外出制限等により自転車盗難などが減少したため、見込みより大幅に減少した。地域安全活動費助成団体数の令和2年度から令和3年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の影響で申請数が伸び悩んだ。</p> <p>なお、成果指標として、地域安全活動費助成団体数については適切な指標でないと思われることから、今後より適切な成果指標の検討していく。</p>								



活動指標								
目標・実績	指標	指標の根拠	単位	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	目標・実績	防犯設備整備費助成台数(防犯カメラ)	助成台数	台	目標	162	100	90
				実績	78	79	123	
目標・実績	防犯講話等の実施	参加人数	人	目標	—	50	100	250
				実績	—	48	237	
目標・実績	自動通話録音機配布台数	配布台数	台	目標	820	500	1,000	700
				実績	834	702	902	
目標・実績	区青パト巡回日数	巡回日数	日	目標	243	229	243	229
				実績	242	224	236	

所管課による自己評価

必要性	○	防犯対策への区民の関心は高く、地域団体・事業者・警察などの関係機関・区の連携による地域安全活動は、区民が安全・安心に暮らせる地域社会の実現のために、必要不可欠である。
効率性	△	地域安全パトロールや防犯カメラ設置など、地域団体による自主的な防犯活動は拡大しており、毎年一定数の申請があることから地域に定着していると考えられる。また、警察署と連携した特殊詐欺被害防止のための自動通話録音機の効果的な配布と青パト巡回に加え、防犯講話など多くの啓発活動を推進し、一定の効率化は図られているが、啓発事業や防犯カメラ設置数の地域ごとの偏り等未だ十分とは言えない部分もあることから、今後はこれらの地域に対し積極的な働きかけを行い、さらなる効率化を目指す。
有効性	△	地域団体の自主的な防犯活動を推進したこと、警察署と連携し特殊詐欺被害防止のための自動通話録音機の効果的な配布と青パトの巡回等による犯罪被害防止の取組を推進したこと等で、犯罪発生件数は減少傾向にあり、おおむね目標を達成していることから、事業の一定の有効性があると考えられる。一方、未だ防犯の取り組みが十分ではない地域もあることから、今後は地域団体等へさらなる啓発活動を続けることで、防犯活動の有効性を高めていく。




各指標の達成状況に対する所管課の見解	<p>●新型コロナウイルス感染症の影響を受けて地域団体の補助金申請数が減少したことで、若干の伸び悩みを見せたが、令和4年には、防犯カメラの申請が著しく増え、地域安全活動費助成もおおむね目標を達成したことから、地域の自主的な防犯活動は定着してきていると評価できる。●自動通話録音機の配布は、詐欺電話があった高齢者を中心に警察が設置しており、詐欺被害の未然防止に効果的な役割を果たしている。●青パトの巡回は、犯罪抑止以外にも、定期的な巡回による地域住民の不安解消や防犯意識の向上にもつながることから、犯罪発生件数の減少以上の効果が見込まれる。</p>
今後に向けた所管課の見解	<p>今後は対策が不十分な地区に補助金活用等を働きかけ、防犯カメラのさらなる増設、地域安全活動団体への支援の充実などを推進していく。区が実施する青パトの巡回は、地域団体が実施している青パト活動を補完しながら、機動性をもっておこなう犯罪抑止対策であると同時に、防犯意識の啓発活動としての側面も有する。パトロール活動により地域住民の安全安心を確保しつつ、同時に地域団体及び住民の防犯意識向上の啓発に努めることが、地域防犯における自助・共助の意識の高揚につながることから、事業の拡大を検討している。また、昨今の強盗事件等の多発を鑑みて令和6年度は個人宅に対する防犯設備助成の制度を検討するとともに、自転車盗難被害件数が犯罪発生件数全体の約3分の1を占めている実情を鑑み、条例に基づき鍵かけの啓発等の対策を推進していくことで犯罪発生件数の減少を目指す。</p>

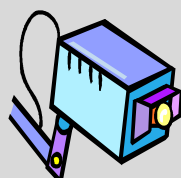
予算及び決算状況

					※単位は円単位			
内訳		令和2年度	令和3年度	令和4年度	経費の主な内訳			
予算	①当初予算	102,534,000	66,284,000	70,133,000				
	②補正予算	0	0	9,276,000				
	③繰越予算	0	0	0				
	④流用等	0	143,000	1,000				
小計 (①+②+③+④)		102,534,000	66,427,000	79,410,000				
予算財源	一般財源	82,374,000	46,804,000	52,706,000				
	国庫支出金	0	0	0				
	都支出金	20,160,000	19,623,000	26,704,000				
	その他	0	0	0				
決算	⑤執行額	65,023,560	60,597,193	76,660,405				
	(内訳)	報償費	90,000	174,000	134,800	地域活動連絡会報償費等		
		消耗品費	4,235,850	4,292,910	5,375,232	自動通話録音機、ボディパネル等		
		印刷製本費	1,179,695	454,300	812,900	子どもを犯罪から守る月間周知ポスター等		
		修繕料	119,813	48,257	279,317	青パト車検、修繕料		
		通信運搬費	42,280	33,607	52,126	防犯カメラ補助金決定通知用郵送料等		
		広告料	1,106,160	1,300,200	1,331,000	ラッピングバス広告掲出料		
		保険料	23,550	2,000	22,010	青パト保険料 地域安全活動連絡会保険料(小・中学生用)		
		委託料	20,971,512	16,589,767	16,043,400	青パト運行委託料等		
		負担金	10,000	10,000	10,000	矯正施設所在自治体会議分担金		
補助金	37,224,700	37,692,152	52,579,620	防犯カメラ設置費、電気料等助成等				
公課費	20,000	0	20,000	青パト重量税				
⑥間接額	0	220,880	351,300					
⑦人件費	業務量(人)	1.85	1.85	1.85				
総コスト⑧=(⑤+⑥+⑦)		79,453,560	74,878,073	91,626,705				

り単 コ位 スあ トた	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	単位の定義	犯罪発生件数		
	実績数値(⑨)	2,708	2,302	2,316
	単位あたりコスト(⑧/⑨)	29,340	32,527	39,562

決算増減の主な理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動通話録音機購入費の増 (R3:900台→R4:1,000台)</li> <li>防犯カメラ設置費助成金の増 (R3:79台→R4:123台)</li> </ul>
-----------	--

 <b>令和5年度 地域安全活動に関する助成金について</b> 		
名称	葛飾区安全な地域社会を築くための活動助成金	葛飾区地域における見守り活動支援事業補助金
内容	地域団体が行う地域安全活動（パトロールなど）に係る経費に対して一部を助成するもの	
制度	<b>区単独</b>	<b>都区併用</b>
活動主体	(1) 自治町会 (2) 自治町会が集まった連合組織 (3) 青少年育成団体、PTA、商店会 (4) 自主的な地域安全活動を実施する団体（7割以上が区民）で、営利などを目的としていないこと。 ※各制度について、同一年度内に1団体1事業1度のみ申請が可能です。 ※同一の内容で重複申請は不可。別の物品購入に対しての申請であれば、両方申請可能です。	
補助率 (負担率)	葛飾区 2分の1補助 地域団体 2分の1負担 ※団体の種類や規模によって、助成限度額が異なります。詳しくはお問い合わせください。	東京都 6分の3補助 葛飾区 6分の2補助 地域団体 6分の1負担 ※助成限度額：33万円
対象経費	(1) 活動に使用する物品等（ベスト、腕章、帽子、誘導棒、無線機など） (2) 活動の普及啓発・PRのための物品（看板、横断幕など） (3) 講師等への謝礼 (4) 通信料・会場使用料 (5) 防犯等に関するポスターやチラシなどの印刷代	(1) 活動に使用する物品等（ベスト、腕章、帽子、誘導棒、無線機など） ※左記の(2)～(5)については対象外 
申請手順 (流れが異なります)	購入 → 事前相談 → 申請 → 交付決定 → 請求	事前相談 → 申請 → 交付決定 → 購入(実績報告) → 交付確定 → 請求
補助決定までの見込み期間	10日	60日
申請について (随時受付)	申請書提出期限：令和6年3月15日（金）	申請書提出期限：令和5年12月22日（金）
	※申請前に必ずご連絡・ご相談ください。 ※今年度より、申請書等への押印が不要となります。	
連絡先	<b>葛飾区地域振興部生活安全課地域安全係</b> 電話 (5654) 8478 FAX (5698) 1503	



## 令和5年度 街頭防犯カメラの整備費に関する補助金制度のご案内



目的	地域団体が行う街頭防犯カメラの整備を区が支援することにより、安全で安心なまちづくりの実現に寄与すること	
活動主体	<b>単独の商店会又は複数の商店会</b> (例：商店会単独 商店会+商店会)	<b>自治町会単独又は自治町会が他の地域団体と連携</b> (例：自治町会単独、自治町会+自治町会、 自治町会+商店会など)



事業名	葛飾区防犯設備整備費補助金交付事業	葛飾区地域における見守り活動支援事業補助金交付事業	
活動概要	商店会単独又は複数の商店会が連携して行う防犯活動	自治町会単独、又は自治町会が他の地域団体と連携して行う防犯活動	
補助率・負担率	東京都 3分の1補助 葛飾区 3分の1補助 <b>地域団体 3分の1負担</b>	東京都 6分の3補助 葛飾区 6分の2補助 <b>地域団体 6分の1負担</b>	
都区補助上限額	600万円	自治町会単独	連携した複数の団体(注1)
		500万円	750万円
※設置するカメラの単価の上限額は60万円(工事費込)となります。			
主な要件	<p>(1)犯罪や事故防止を目的として主に公道上などの不特定多数の人が往来する場所に設置すること。 ※敷地内の駐車場やゴミ捨て場などの私有地又は特定の施設を守る目的で設置されるカメラは対象外</p> <p>(2)地域の住民の合意形成がなされ、令和6年3月31日までに事業が完了すること。 ※設置場所付近の住民へは個別に説明を行うこと。</p> <p>(3)経費が100万円を超える時は、原則として3社以上から見積を取り、添付すること。</p> <p>(4)防犯カメラの設置にあたっては、運用基準を制定すること。</p> <p>(5)占用許可等が必要な場所で事業を実施する場合は、当該箇所の占用許可等を受けていること。</p> <p>(注1)連携する地域団体に商店会が含まれている場合は、当該商店会の区域外にも防犯カメラ等を設置すること。</p>		
申請について	<p><b>申請書提出期限：令和5年5月26日(金)</b></p> <p>※設置希望団体は<b>申請前</b>に必ずご連絡・ご相談ください。</p> <p>※今年度より、申請書等への押印が不要となります。</p>		
対象経費	<p>1【新規】</p> <p>(1)新たに整備される街頭防犯カメラの購入及び取り付けに係る経費 (リースによる場合は、設置初年度分の賃借の経費)</p> <p>(2)東電柱への小型表示板(「防犯カメラ作動中」と記載の巻き看板)の設置経費 (設置については任意となり、新規、更新のみ対象となります。)</p> <p>2【更新】</p> <p>過去に区の補助を受けて整備した既設の街頭防犯カメラの再整備(購入、取付、賃借、撤去等)に係る経費。 但し、当該街頭防犯カメラが設置から7年を経過し、さらに次の各号の条件を全て満たすこと (令和5年度は、平成27年度以前に設置した団体が更新の対象となります。)</p> <p>(1)街頭防犯カメラ整備後も防犯活動を継続的に実施している。</p> <p>(2)街頭防犯カメラの修理、保守等機器類の維持管理が適切に実施されている。</p> <p>(3)通常の修繕では街頭防犯カメラとしての機能を維持することが困難である。 (新規購入の方が安価等)</p> <p>※設置するカメラの単価が60万円(工事費込)を超えた分は補助対象外となりますのでご注意ください。</p>		
連絡先	<p>地域振興部生活安全課地域安全係</p> <p>電話 (5654) 8478</p> <p>FAX (5698) 1503</p>		

## 各種活動の紹介

## (1) 防犯講話等



## (2) 自動通話録音機



- 配布方法  
区内の警察署（葛飾署・亀有署）から配布
- 配布対象  
区内の65歳以上の高齢者のみの世帯
- 期待する効果  
詐欺の予兆電話の防止

## (3) 青色防犯パトロール



- 葛飾区で所有する青色防犯パトロール車
- 運用方法  
葛飾区で委託した業者により、区内を巡回
- 期待する効果  
「住民に対する安心感」 「防犯意識の向上」  
「犯罪抑止」